

三鷹市新川暫定広場管理運営要領

(目的)

第1条 この要領は、三鷹市新川暫定広場管理運営要綱（平成30年12月18日付け三生ご第452号。以下「要綱」という。）に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定める。

(貸切使用の団体登録)

第2条 要綱第7条第2項の球技場の貸切使用の団体登録の資格要件は、別表に規定する団体登録の要件によるものとする。

- 2 団体登録は、1団体につき1登録とする。
- 3 団体の構成員は、同一種目で複数の団体に登録することはできない。
- 4 団体は、要綱第7条第1項の三鷹市新川暫定広場球技場使用団体登録申請書を提出する際に、代表者、連絡者、構成員の氏名、住所及び生年月日を証するものを提示しなければならない。また、連絡者及び構成員が市外に住所を有する者で市内に通勤し、又は通学する場合には、その事実を証するものも併せて提示するものとする。

(使用団体登録カードの有効期間及び更新)

第3条 要綱第7条第3項の使用団体登録カード（以下「登録カード」という。）の有効期間は、次項に規定する登録基準日から起算して3年間とする。ただし、1回目の有効期間は平成32年（2020年）3月31日とする。

- 2 登録基準日は平成31年1月4日とし、以後3年目ごとの4月1日とする。ただし、登録基準日以前に交付されている使用団体登録カードの場合はこの限りでない。
- 3 登録基準日以降の有効期間の途中で交付された登録カードの有効期間は、交付された日から有効期間までの残りの期間とする。
- 4 登録カードの交付を受けた団体が、第1項の有効期間の満了後も団体登録を希望する場合は、市長が別に定める受付期間内に要綱第7条第1項の規定による申請をしなければならない。

(登録カードの譲渡等の禁止)

第4条 団体登録をしている団体（以下「登録団体」という。）は、登録カードを他に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

(団体登録の変更及び廃止)

第5条 登録団体は、当該登録に係る届出事項の内容に変更が生じたとき、又は当該団体登録を廃止しようとするときは、速やかに使用団体登録変更・廃止届（様式第1号）を市長に届け出なければならない。

(団体登録の取消し)

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その団体登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条の団体登録の資格要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、団体登録の申請又は球技場の使用の申込みをしたとき。
- (3) 登録団体が要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が登録について不相当と認めるとき。

(登録カードの再交付)

第7条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用団体登録カード再交付申請書(様式第2号)により、市長に登録カードの再交付を申請することができる。

- (1) 登録カードを著しく毀損又は汚損したとき。
- (2) 登録カードを紛失又は盗難その他の事由により忘失したとき。

2 市長は、前項の登録カードの再交付の申請について承認したときは、登録カードを登録団体の代表者に再交付する。

(代表者等の責務)

第8条 登録団体の代表者の責務は、次に掲げるものとする。

- (1) 三鷹市との連絡及び調整に関すること。
- (2) 団体の構成員に対し、要綱第18条各号に規定する使用する者の義務の遵守を促すこと。
- (3) 使用開始時及び使用終了時における球技場の点検に関すること。
- (4) 使用後の実績報告に関すること。

2 球技場を使用する際に代表者が不在の場合には、団体は使用責任者を別に定めるものとし、当該使用責任者は、代表者に代わり前項各号に掲げる責務を担うものとする。

(団体登録の特例等)

第9条 要綱第7条第4項の市長が特に認める団体とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 三鷹市
- (2) 国又は他の地方公共団体
- (3) 市内官公署
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める団体

(使用申請の特例)

第10条 市長は、次に掲げる事業については、要綱第8条第1項の規定にかかわらず、優先して球技場の使用の申請を受け付け及び使用を承認すること

ができる。

- (1) 三鷹市が主催又は共催する事業で使用する時。
 - (2) 国又は他の地方公共団体が公用で使用する時。
 - (3) 市内官公署が公用で使用する時。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。
- 2 前項第1号から4号までの規定に該当する団体が球技場を使用する時は、使用を希望する属する月の5月前の1日から4月前の5日までに三鷹市新川暫定広場球技場使用願（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 前項の三鷹市新川暫定広場球技場使用願の受付は、申請の順序による。
 - 4 市長は、第2項の規定により使用する団体の承認をしたときは、当該団体に対し、三鷹市新川暫定広場球技場使用承認書（様式第4号）を交付するものとする。

（抽せんの申込み及び抽せん）

第11条 要綱別表第3に規定する抽せん予約期間の使用の申込みについては、1団体につき1月分で5区分を限度として申し込むことができる。

- 2 市長は、複数の登録団体から前項の使用の申込みがあったときは、申込みのあった月の3月前の11日にコンピューター抽せんを行い、同月の15日にその抽せん結果について当該申込みを行った団体に対し、三鷹市生涯学習施設等予約システム（以下「施設予約システム」という。）により公開する。

（先着順による申込み）

第12条 要綱別表第3に規定する先着予約期間の使用の申込みについては、前条第2項の抽せんにより当せんした区分を含めて1団体につき1月分で5区分を限度として申し込むことができる。

（施設予約システムによる申請期間等）

第13条 施設予約システムによる貸切使用の申請に係る受付期間の末日は、要綱別表第3の規定にかかわらず、使用日の前日とする。

- 2 使用日当日は、貸切使用申請は行えないものとする。

（使用区分の変更）

第14条 要綱別表第1及び別表第2の開場時間と使用区分は、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合には変更することができる。

（使用の取消し）

第15条 要綱第8条第2項及び第3項の規定により使用の決定を受けた団体又は同条第4項の規定により使用の承認を受けた団体はその使用を取り消すときは、使用日の前日までに市長に申し出なければならない。

(使用申請の一時停止)

第16条 市長は、要綱第8条第2項及び第3項の規定により使用の決定を受けた団体又は同条第4項の規定により使用の承認を受けた団体が、前条による申し出を行わずに無断でキャンセルを繰り返し行ったときは、球技場の使用申請及び球技場の使用を一時停止することができる。

(行為の禁止)

第17条 暫定広場においては、要綱第13条に掲げるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が管理上又は公益上の理由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

- (1) 掛け声及び騒音に繋がるような音を出すこと。
- (2) 施設周辺の路上等に駐車すること。
- (3) 飲酒すること。
- (4) 市で定める管理エリアに立入ること。
- (5) 物品の販売及び募金活動をする事。
- (6) ペットを入場させること。
- (7) 暫定広場を独占して使用すること。
- (8) 市が指定する場所以外でボール遊びをすること。
- (9) バット、硬いボール等を使用すること。
- (10) その他危険な行為及び他人に迷惑を及ぼす行為を行うこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年3月27日から施行する。ただし、次項の規定は平成31年1月4日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要領による暫定広場の使用に係る手続その他の行為は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第2条関係)

種目	団体登録の要件
フットサル、少年フットサル、ドッジボール、ハンドボール、その他球技	1 構成員が6人以上であること。 2 構成員の半数以上が市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者であること。 3 18歳以上の市内に住所を有する代表者を有すること。
軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール、少年ソフト	1 構成員が9人以上であること。 2 構成員の半数以上が市内に住所を有する

ボール、サッカー、少年サッカー、還暦野球、ラグビー、少年ラグビー、アメリカンフットボール	者又は市内に通勤し、若しくは通学する者であること。 3 18歳以上の市内に住所を有する代表者を有すること。
--	--

備考 構成員は、実際に球技場を使用する者とする。

